

よくあるご質問 (Q & A)

<事業概要関係>

Q1：この補助金の目的は何ですか？

⇒新たなチャレンジによってコロナ禍を乗り越えようとする意欲的な中小事業者を支援するとともに、魅力的なB to C店舗（一般消費者を相手に取引する店）を増やすことにより、市内外からの消費を呼び込むことが目的です。

Q2：どのような事業者が対象ですか？

⇒中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、下記のすべてに該当する方です。

- ・市内に本店（個人事業者にあつては住所）を有する者であること。
- ・令和3年9月30日以前から市内で事業を営む者であること。
- ・この補助金の交付を受けた日以後も、市内において継続して補助対象となる事業を行う意思があること。
- ・業態転換後の事業が一般消費者を取引の相手とする事業内容であること。

Q3：業態転換に該当する事業とは具体的にどのようなものですか？

⇒日本標準産業分類に掲げる大分類の異なる事業への変更をいいます。また、業態転換後の事業が事業者として過去に実績のない新たな事業であり、一般消費者向けに営業する店舗等又はオンラインサービスショップである必要があります。

※ただし、大分類が変わらなくても、例外的に以下の転換は補助対象事業となります。

大分類	転換前	転換後
I	卸売業	小売業
M	中分類75 宿泊業	中分類76 飲食店
		中分類77 持ち帰り・配達飲食サービス業
	中分類76 飲食店	中分類75 宿泊業
	中分類77 持ち帰り・配達飲食サービス業	

Q4：どのような経費が補助金の対象ですか？

⇒業態転換後の店舗内に設置し、財又はサービスの生産・提供に必要となる1単位あたり10万円以上の設備・備品の購入又はリースに要する費用が対象です。

業態転換後の事業がオンラインサービスショップである場合の補助対象経費は、オンラインサービスショップ開設時の初期費用とする。ただし、月額利用料やシステム保守等のランニングコストは除きます。

Q 5 : 「豊橋市飲食店業態転換支援補助金」とは何が違うのですか？

⇒対象者が「飲食サービス業」に限定していないことが違いです。「豊橋市飲食店業態転換支援補助金」は、転換後が日本標準産業分類の大分類M「飲食サービス業」の事業をしている方のみが対象ですが、今回の業態転換チャレンジ応援補助金は業態転換後が一般消費者向けの事業であれば、転換前は全業種が対象となることや補助対象経費等に違いがあります。また転換前が飲食サービス業で、その他の業種へ転換する場合は、今回の補助金の対象になります。

Q 6 : 申請できるのは事業者単位ですか？店舗単位ですか？

⇒事業者単位です。

また、1事業者の業態転換する取り組みが複数店舗ある場合は、店舗ごと計画を作成し、一度の申請にまとめていただければ補助の対象となります。

<用語定義>

Q 1 : 「オンラインサービスショップ」とは何ですか？

⇒インターネット上で一般消費者向けに、①商品の販売、②サービスの提供を行う Web サイトのことをいいます。

例：①ECサイト（ショッピングモール（国内に限る）、ショッピングカート）

②オンラインサービス（オンライン・講座、イベントなど）

Q 2 : 「フランチャイズチェーン」とは何ですか？

⇒次のいずれにも該当する店舗等をいいます。

① 他の事業者（以下「本部」という。）から、特定の商標、商号等を使用する権利を付与されている店舗等であること。

② 物品の販売、サービスの提供その他の事業又は経営に当たって、本部からの援助、統制、指導等に基づき、統一的な方法により営業等が実施されている店舗等であること。

③ ①及び②の対価として、本部に金銭を支払っている店舗等であること。

<交付対象者>

Q 1 : 法人で本店（個人事業主で住所）が豊橋市外にあるが、豊橋市内にある店舗が取り組みを行った場合、本補助金の対象となりますか？

⇒対象となりません。本店・住所が豊橋市内にある必要があります。また、本店・住所が豊橋市内にある場合でも、豊橋市外の店舗への業態転換は対象となりません。

Q 2 : 会社以外の法人も対象になりますか？

⇒本補助金は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者が対象です。医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など会社以外の法人は対象となりません。また、主として大分類 A 農業、林業、大分類 B 漁業の方も対象外です。

Q 3 : 国の「事業再構築補助金」や「豊橋市飲食店業態転換支援補助金」の交付を受けた場合も、今回の補助金は申請できますか？

⇒交付申請時に、国の「事業再構築補助金」の採択を受けている方は申請できませんのでご注意ください。

Q 4 : フランチャイズ化した場合は対象となりますか？

⇒業態転換後に、豊橋市内に本部があるフランチャイズチェーン店となる店舗であれば対象となります。ただし、フランチャイズ加盟料は補助対象経費には含まれません。

<補助対象経費>

Q 1 : 事前に事業を行って支出した費用は対象となりますか？

⇒補助事業の着手日となる事業の工事契約締結日又は備品の購入・リース契約の契約締結日のいずれかの早い日は、交付決定後の日付でなければなりません。ただし、令和 3 年度で公募を開始した 10 月 1 日より前（令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日）に着手した場合で、事業着手届（様式第 5 号）を提出し、豊橋市の承認を得られた場合に限り、令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日の間の購入契約等も補助対象となります。

Q 2 : 業態転換後の新店舗が開店した後に買い足した備品購入費は対象となりますか？

⇒対象となりません。「補助金の交付決定日～新事業の開始日（一般消費者が取引できる日）まで」の間に支払った経費が対象となります。

Q 3 : 新しい事業を開始するにあたり、自作で作成したものがあるが、経費として掛かる木材や部品などは対象となりますか？

⇒対象となりません。自作に係る原材料費は補助対象外となります。

Q 4 : キッチンカーを購入し、テイクアウト専門店として新たに始めたいがキッチンカーは対象となりますか？

⇒対象となります。また、キッチンカーで使用する厨房設備も1設備・備品あたり10万円以上であれば対象となります。

Q 5 : 中古品を購入した場合は対象ですか？

⇒対象となります。

Q 6 : リースで入手した備品は対象となりますか？

⇒対象となりますが、対象となるのは令和4年3月31日までに支払いが完了している経費までとなります。また、実績報告時に設備・備品の「物件金額」の分かるリース契約書等の資料を別途提出していただきます。

Q 7 : 露店営業としてテントを購入したいが、対象となりますか？

⇒露店営業は業態転換後もその事業を継続することが見込めないためテントをはじめとした備品や設備は対象外です。

Q 8 : 感染症対策備品として、空気清浄機を設置したが対象となりますか？

⇒財又はサービスの生産や提供に直接係らないため、空気清浄機をはじめとした感染症対策備品は全て対象外です。

<支払い関係>

Q 1 : 事業主以外が支払った領収書は対象となりますか？

また、事業主以外の名義のクレジットカードで支払った場合対象となりますか？

⇒原則対象となりません。ただし、店舗の仕入れ帳簿などに経費が計上されているなど、追加書類によって認められる場合もございますので、一度ご相談ください。

Q 2 : 口座振込みやインターネットショップでクレジットカード払いをした際に領収書が発行されない場合はどうしたらいいですか？

⇒基本的には支払いが完了したことが分かるものとして領収書をお願いしていますが、口座振込み等により、領収書がない場合は、①購入した物の内訳、購入日、支払い金額、購入先の分かる注文履歴や請求書等と②引き落としが分かる通帳の写しの提出をお願いします。なおクレジットカード払いの場合は上記①②に加えて、③カードの利用明細も必要となります。

Q 3 : 分割払いで購入しましたが対象となりますか？

⇒令和4年3月31日までに支払いが完了していれば対象となります。全額支払ったことが分かる書類を添付してください。

Q 4 : 領収書等は原本が必要ですか？

⇒原本は手元に残していただき、写しを提出してください。

Q 5 : 領収書、レシート等を紛失してしまいましたが、申請できますか？

⇒購入日及び支払日が確認できない場合は対象となりません。領収書等の再発行などにより提出をお願いします。

<申請書（様式）関係>

Q 1 : 申請書（様式第1）の右上の申請人欄は居住地を記入するのか、店舗の所在地を記入するのか？

⇒法人の方は本社の所在地を、個人事業主の方は居住地を記入してください。

Q 2 : 提出する書類に押印は必要ですか？

⇒押印は必要ありません。

Q 3 : 事業計画書兼収支予算書（様式第2）の「1. 事業計画書」欄の着手年月日、完了年月日は何をいれたらいいですか？

⇒着手年月日は最初の備品・設備の購入予定日または契約予定日、完了年月日は最後の備品・設備の購入予定日または契約予定日を記入してください。

<その他>

Q 1 : 申請期間はいつからいつまでですか？

⇒令和3年10月1日（金）から令和4年2月28日（月）まで（※当日消印有効）
となりますので、必要書類を郵送で以下までお送りください。

【申請先】〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

豊橋市商工業振興課 業態転換チャレンジ応援補助金担当宛

※郵送の場合、封書の裏面には必ず差出人の住所及び氏名をご記載ください。

Q 2 : 申請してから交付決定までにどれくらい時間がかかりますか？

⇒申請から交付決定までに2週間程度を予定していますが、内容の審査に時間を要すると場合によっては時間がかかってしまうことがありますのでご承知おきください。

Q 3 : 納付すべき市税とは何ですか？

⇒市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税です。

Q 4 : 補助金の振込先口座はネットバンクでもいいですか？

⇒構いません。金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、名義人がわかるものの写しを提出してください。

Q 5 : 申請書はどこで入手できますか？

⇒市のホームページでダウンロードが可能です。

Q 6 : 事業者や店舗概要が分かるものとは何を提出したらいいですか？

⇒会社概要や、チラシ、ホームページを印刷したものなどを提出してください。

Q 7 : この補助金を受けましたが、その後に国の「事業再構築補助金」が採択されたので、
今回の補助金は取下げ、返金はできますか？

⇒偽りや不正申請以外での取下げ、返金はできません。

国の「事業再構築補助金」、「小規模事業者持続化補助金」など、国・県・市の他の補助金の採択又は交付決定とした申請の取下げや補助金の返金はできません。